

館林市・板倉町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第16条第2項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 協議会委員等が協議会の会議等に出席したときの報酬は、日額8,300円とする。ただし、地方公共団体の長、その他の常勤職員及び議会の議員については、これを支給しない。

2 委員等が、協議会の職務を行うために旅行した場合及び委員等以外の識見者が協議会の依頼を受けて会議等に出席した場合は、費用弁償として実費を支給する。

3 前項の規定により支給する実費については、館林市報酬、費用及び実費弁償条例（昭和31年館林市条例第5号。以下「報酬等条例」という。）の例によるものとする。

(支給方法)

第3条 報酬及び費用弁償の支給方法については、報酬等条例の例によるものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月15日から施行する。